

富山県農泊推進ネットワーク会議規約

(目 的)

第 1 条

この会議は、農山漁村地域への関心の高まりを受けて、富山県の農山漁村地域の特色を活かした農泊の魅力の向上を図るとともに、農泊に地域ぐるみで取り組む実践者と市町村をはじめとする各種関係者が研鑽を深め、相互の連携を図りながら、農泊を広域的に振興・推進することを目的とする。

(名 称)

第 2 条

この会議は、富山県農泊推進ネットワーク会議（以下「本会議」という。）と称する。

(協議・検討事項)

第 3 条

本会議は、県内関係機関・団体及び農泊地域等のネットワーク化や農泊実施地域の選定をはじめとした農泊に取り組む地域の裾野の拡大、各種広報活動など、県内における農泊の推進にあたって必要な事項について協議・検討する。

(構 成)

第 4 条

本会議の会員は、第 1 条の目的に賛同する次の機関・団体・個人等とする。

(1) 行政機関

富山県農林水産部農村振興課、富山県内市町村

(2) 農泊地域

平成 29 年度（2017 年度）以降、国の農山漁村振興交付金（農泊推進対策）事業に採択された地域協議会等のうち、本会議に加入を希望する地域協議会等

(3) 農泊実施地域

農泊の取組みを既に実施している、又は、これから取組みを強化するため農山漁村振興交付金（農泊推進対策）の事業採択を目指す地域協議会等で、別に定める「富山県農泊推進ネットワーク会議農泊実施地域選定要領」における基準を満たすと本会議において確認された地域協議会等

(4) 観光関係団体

（公社）とやま観光推進機構

(5) 交流地域活性化センター
NPO 法人グリーンツーリズムとやま

(6) 賛助会員
本県における農泊の取組みに賛同し、支援・協力いただける企業、団体及び個人で、別記第1号様式の富山県農泊推進ネットワーク会議加入申請書（賛助会員）を提出した者。

(会長及び副会長)

第5条

会長は、NPO 法人グリーンツーリズムとやま理事長の職にある者をもってあて、副会長は、2名以内とし、うち1名は富山県農林水産部農村振興課長の職にある者をもってあてる。

2 会長は、本会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条

会議は必要に応じて会長が招集し、会長又はあらかじめ会長が指定した者がその議長となる。

2 会長は、必要と認められるときは、会議の内容に関係のある者の出席を求め、その意見もしくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委員会)

第7条

会議の円滑な運営を図るため、本会議に委員会を置くことができる。

2 委員は、会長が任命する。

(事務局)

第8条

本会議の事務局は、NPO 法人グリーンツーリズムとやまに置く。

2 富山県農林水産部農村振興課が必要に応じて事務局を補佐する。

(委任)

第9条

この規約に定めるもののほか、本会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

附則

この規約は、令和4年8月26日から施行する。